

2022年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)について

1. 申請書類の頒布

①インターネットによる頒布

頒布開始日：2022年4月22日（金）

頒布方法：（公社）全日本トラック協会ホームページ

②紙媒体による頒布

頒布開始日：2022年5月6日（金）（土・日・祝日は除く）

頒布場所：（一社）大阪府トラック協会 適正化事業部

2. 申請方法

郵送での申請 ※7月14日(木)必着

- ・新型コロナウイルス感染防止のため、郵送での申請とさせていただきます。予めご了承ください。
- ・資料を郵送する際には一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス、信書便（信書用宅配便）など荷物追跡が可能な方法で発送してください。
- ・申請書1枚目の「①申請者 控」を郵送で返却希望の場合は返信用封筒（長形3号）に84円切手を貼り、返送先をご記入の上、申請書類に同梱してください。
- ・受付期間終了間近は申請が集中しますので、早めの申請をお願いします。

3. 受付期間

2022年7月1日(金)～7月14日(木) ※土、日は除く。

4. 申請書類の送付先

〒536-0014

大阪府大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号

（一社）大阪府トラック協会 適正化事業部

電話 06-6965-4024 FAX 06-6965-1902

5. 申請料

①Web 申請書作成システムで作成した申請書による申請：無料

②複写式申請書による申請：申請書実費 1,000 円（税込）

6. 評価対象

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業所（営業所）を単位とします。

7. 申請資格要件(2022年7月1日現在で以下の事項を満たす事業所とします)

- ①事業開始後(運輸開始後)3年を経過していること。
営業所が開設され、事業を開始してから3年を経過していること。
- ②配置する事業用自動車の数が5両以上であること。
- ③a. 虚偽の申請、その他不正な手段等(以下、「不正申請等」という。)により申請の却下又は評価の取消しを受けた事業所にあつては、当該却下又は取消しに係る申請年度後2事業年度を経過していること。
b. 不正申請等により認定の取消しを受けた事業所にあつては、取消し後2年を経過していること。
- ④認定証、認定マーク及び認定ステッカー等(以下、「認定証等」という。)の偽造もしくは変造又は不正な使用により是正勧告を受けた事業所にあつては、当該是正勧告の履行状況が確認され、及び偽変造等に係る認定証等の提出を受けた日後3年を経過していること。

8. 評価結果の通知

2022年12月中旬に、各申請事業所への郵送並びに全日本トラック協会のホームページにて通知します。

9. 2022年度の主な変更点

- ①厚生年金保険料の納付状況が確認できる書類は、不要とする。
- ②安全性評価申請書(1号様式、6号様式)や自認書(2号様式、10号様式)等Gマークに係る提出書類の押印を廃止する。
- ③評価事項Ⅲ「安全性に対する取組の積極性」の自認事項5「外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。」について、オンライン方式による研修会等を受講した場合、通常の提出資料に加え、オンライン研修実施記録の提出により評価する。
(全日本トラック協会ホームページを参照ください。)
- ④評価事項Ⅲ「安全性に対する取組の積極性」における会議・研修等の取り扱いについての特例措置
※新型コロナウイルス感染拡大により実施が難しい取り組みは挙証書類に代えて自認書で確認する。
項目2 事業所内での安全対策会議
項目3 荷主企業等との安全対策会議
項目5 外部の研修機関・研修会への派遣

10. その他

詳細は、2022年4月22日(金)から公表される(公社)全日本トラック協会のホームページをご参照ください。

また、申請案内の説明動画(YouTube)が5月中旬ごろ(公社)全日本トラック協会のホームページで配信される予定です。併せてご参照ください。